平成19年

飯塚市議会会議録第1号

第 3 回

平成19年9月6日(木曜日) 午前10時00分開議

●議事日程

日程第1日 9月6日(木曜日)

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 総務委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 入札制度について
- 第5 厚生文教委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 議案第 84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
 - 2 請願第 1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願
 - 3 教育・子育て環境について
 - 4 高齢者対策について
- 第6 市民経済委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 オートレースの運営について
 - 2 観光行政について
- 第7 建設委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 建設行政について
- 第8 議案の提案理由説明
 - 1 議案第100号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)
 - 2 議案第101号 平成19年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 3 議案第102号 政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一 部を改正する条例
 - 4 議案第103号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 - 5 議案第104号 飯塚市道路占用料条例及び飯塚市下水道条例の一部を改正する条例
 - 6 議案第105号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例
 - 7 議案第106号 財産の取得について(情報機器)
 - 8 議案第107号 字の区域の変更について
 - 9 議案第108号 土地改良事業の施行について
 - 10 議案第109号 市道路線の認定について
 - 11 議案第110号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 12 認定第 1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 13 認定第 2号 平成18年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 14 認定第 3号 平成18年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 15 認定第 4号 平成18年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 16 認定第 5号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認

定について

17	認定第	6 号	平成18年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認	
			定について	

- 18 認定第 7号 平成18年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 19 認定第 8号 平成18年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 20 認定第 9号 平成18年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 21 認定第 10号 平成18年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第 11号 平成18年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第 12号 平成18年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第 13号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 25 認定第 14号 平成18年度飯塚市水道事業会計決算の認定について
- 26 認定第 15号 平成18年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第 16号 平成18年度飯塚市下水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第 17号 平成18年度飯塚市立頴田病院事業会計決算の認定について
- 29 認定第 18号 平成18年度飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

●会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(古本俊克)

皆さん、おはようございます。これより、平成19年第3回飯塚市議会定例会を開会いたします。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間とすることに決定いたしました。

行政報告に入ります。

市長の行政報告をお願いいたします。市長。

◎市長(齊藤守史)

おはようございます。本日、平成19年第3回市議会定例会を招集するに当たり、6月以降、 本日までの事務事業の大要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。 はじめに総務部について報告いたします。

8月9日から9月5日にかけて、「協働のまちづくり」をテーマに12箇所でタウンミーティングを開催し、1,170人の参加がありました。タウンミーティングでは、協働についての基本的な考え方や公共施設のあり方の検討状況などを説明したうえで、参加者のみな様方と意見交換を行いました。今後、市民のみな様方からの提言を市政に反映できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に財務部について報告いたします。

行財政改革につきましては、公共施設等の統合整理を含めたあり方全般について早急に検討する必要があることから、7月23日、行財政改革推進委員会に有識者、地域代表、公募委員を含む26名による「公共施設等のあり方検討小委員会」を設置し、8月23、24日には、主な公共施設の視察を行ったところであります。今後、市民、議会のみな様方の意見をお聴きしながら、慎重に協議を重ね、来年3月までに公共施設等のあり方全般に係る基本方針を策定することにしております。

次に市民環境部について報告いたします。

地域コミュニティの活性化を図るために、地区懇談会を7月12日から8月1日まで12地区公民館で開催し、約370名の参加がありました。参加者のみな様方からは、地域住民によるハザードマップの作成、子ども達への見守りや声かけなどの取り組み、自治会への加入の状況、地域行事における運営費などの地域の課題など貴重なご意見をいただきました。今回のご意見については、地区公民館に概要を配布するなど広く公表し、また、秋以降に再度懇談会を開催し、来年3月までに市民との協働によるまちづくりの基本的な考え方をまとめていくことにしております。

次に保健福祉部について報告いたします。

「第21回ふれあいサマースクーリング」を、障がい児35名、ボランティア73名の参加により、7月24日から4日間「サン・アビリティーズいいづか」などで実施いたしました。この事業は、心身障がい児を対象に、カリキュラムの編成から実施までを全てボランティア団体が行い、障がい児の社会参加、ボランティアの育成を図るものであります。また、8月24日から3日間、在宅の心身障がい児、障がい者の社会参加の促進を目的とした「療育キャンプ」を63名の参加で実施いたしました。

次に公営競技事業部について報告いたします。

8月17日から5日間「GI第50回ダイヤモンドレース」をナイターで、福岡ソフトバンクホークスの社杯を付け、様々なイベントを交えて開催いたしました。入場者数は3万2,500人と対前年比で1.64%の増、本場での売上げは約8億400万円、8.77%の増、全体の売上げは、昨年 場外発売ができなかった川口オートレース場を除いて3.63%の増となっております。全国規模のレースとして10月31日からSG第39回日本選手権を実施いたしますが、ダイヤモンドレース同様に売上げ、入場者増を図ってまいりたいと考えております。

次に教育委員会について報告いたします。

「第28回飯塚市少年の船」は、指導者、シニアリーダーを含め174名で、7月22日から4泊5日の日程で沖縄県を訪問いたしました。うるま市の子どもたちとの交歓会、摩文仁の丘や平和祈念資料館での平和学習などの研修を通じて、次の世代を担うリーダーの育成に努めました。飯塚市の明日を担う人材育成のための「中学生海外研修事業」につきましては、中学生25名を8月9日から16日間オーストラリアに派遣いたしました。研修生は、ホームスティ先から現地ハイスクールに通いながら、国際交流や語学の研修に励み、所期の目的を果たしております。

おわりに上下水道事業について報告いたします。

水道事業につきましては、道路拡幅に伴う「県道口の原川島線配水管布設替工事」、石綿管対策 として「大谷・明治線配水管布設替工事」ほか1件、施設改良として「勢田配水池管理道路改良 及び配水管布設替工事」、給水区域の変更による「共同浄水場~佐與配水管布設(1 工区)工事」ほか 2 件、計 7 件の工事を 7 月末までに発注し、順次着工しております。また、下水道事業につきましては、目尾・鯰田地区で前年度繰り越し事業の「目尾汚水中継ポンプ場新設(土木)工事」を 6 月に竣工し、幹線管渠整備として「目尾第二汚水幹線管渠布設工事」ほか 2 件、ポンプ場老朽化対策として「片島ポンプ場雨水設備改築(機械)工事」を 7 月末までに発注し、順次着工しております。

以上が6月市議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案2件、条例議案4件、人事議案1件、その他の議案5件、認定18件、報告5件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご 議決いただきますようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長(古本俊克)

総務委員会に付託していました入札制度についてを議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。6番 原田佳尚議員。

◎6番 (原田佳尚)

総務委員会に付託を受けていました、「入札制度について」、審査した結果を報告いたします。本件については、執行部から資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、設計額130万円未満の工事についてはどのような対応をしているのかということについては、それぞれ発注する課において、ランクEおよびFの業者の中から3社程度の業者を、課長決裁で指名し、入札を行っているという答弁であります。この答弁を受けて、それでは課長個人の権限が及ぶことになる。設計額130万円以上の工事については、全国に誇れる入札制度だといえるが、130万円未満の工事についても、できるだけ業者を選ぶ際の主観が入らないようなシステムにすべきという意見が出されました。次に、現在、市の要綱では、業者の談合に対する罰則は、4カ月から18カ月の指名停止となっているが、もっと期間を長くするなど厳しくできないのかということについては、現在の要綱は国のモデルを参考に作っている。国が内容を厳しくする動きがあるが、そのときは本市も合わせて厳しくしていきたいという答弁であります。この答弁を受けて、国を見習うのではなく、市独自で厳しくすべきという意見が出されました。

また審査の過程で、委託契約の中で特に人件費が主となる委託について、労働者保護の観点から、最低価格制度についても検討してほしいという意見が出されました。

また本委員会として、平成18年度の契約状況等について資料要求をいたしました。以上のような審査ののち、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(古本俊克)

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。入札制度についての委員長報告は継続審査でありま す。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

厚生文教委員会に付託していました議案第84号、請願第1号、教育子育て環境について及び 高齢者対策について、以上4件を一括議題といたします。 厚生文教委員長の報告を求めます。29番 佐藤清和議員。

◎ 2 9番 (佐藤清和)

厚生文教委員会に付託を受けていました、議案1件、請願1件、および調査事件2件について、 審査した結果を報告いたします。

「議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」及び「請願第1号 飯塚市立図 書館への指定管理者制度導入を再考することの請願」以上2件については、関連があるため一括 議題とし、種々審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、図書館運営協議会の中では 指定管理者制度の導入に関してどのような協議がなされたのかということについては、7月11 日、27日、31日と図書館運営協議会を開催した。11日の協議会では指定管理者制度の仕組 みと条例の改正内容を説明した中で、運営協議会やボランティア団体への事前協議がなかったこ とに対する指摘や制度のメリット・デメリット、職員の処遇、穂波・頴田館の問題、選定の方法 などについての質疑がなされた。27日には北九州市を視察し、31日の協議会では、協議会と しての意見・要望として、図書館は公の施設であると同時に教育施設であり管理運営のあり方を 考える際、住民サービス向上をその根底とすべきなので、議会で条例が議決された場合、募集要 綱や仕様書などを図書館運営協議会にも提示して、協議会での協議内容がどうなったかを説明し て欲しい。指定管理者制度導入時期の決定は行政の判断である。指定管理者が配置する館長が力 量を持っているか否か、また、資質向上のための図書館職員研修等の問題については行政がしっ かりと判断して欲しいという3点のまとめがなされたという答弁であります。次に、図書館運営 協議会の協議では指定管理者制度を積極的に導入してサービス向上を目指そうという意見は出た かということについては、協議会においては積極的な意見は出ていないという答弁であります。 次に、アンケート調査等、市民のニーズを把握した上で、これから先の図書館の姿を考え、その 管理運営のあり方として一番いいものは何かを考えることが本来の順序ではないかということに ついては、本来であれば日ごろから図書館像に向けての取り組みがなされるべきところであった と考えている。今後ともあらゆる情報を一箇所で提供しうるワンストップサービス機関を目指し、 よりよい図書館像を求めて努力していくという答弁であります。次に、穂波館、頴田館について は今後どのように運営していくのかということについては、穂波、頴田の図書館については今後 も直営で維持をしていくという答弁であります。また、審査の過程で、賃金や雇用形態の変化に より現在のスタッフが働きたくても働けない状況になり得る。現実として民間である受託者の雇 用問題まで制約することは困難であり雇用の継続は確保できないと考える。公募に際しては応募 者はそれぞれのスタッフを手配することになるので現在のスタッフが継続雇用されるとは限らな い。市が実施した図書館に関するアンケートは中立性の確保が出来ていないと考える。コスト削 減効果の試算について根拠ある積み上げがなく、その削減効果を今後の図書館サービスにどのよ うに活かすのかという検討もなされていない。民間には図書館運営に関するノウハウの蓄積がな いと考える。指定管理者制度の導入ありきという枠を取り払い、根本から図書館のあり方を議論 すべきである。などの指摘や意見が出されました。以上のような審査の後、議案第84号につい て、詳しくは本会議で述べるが本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、「議案第 84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」については、賛成多数で原案どおり可決す べきものと決定いたしました。なお、「請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再 考することの請願」については、議案第84号を原案どおり可決すべきものと決定したため、み なし不採択といたしました。次に、「教育・子育て環境について」の審査における質疑応答の主な ものとして、子どもマナビ塾の平日開催と来年度以降の展開はどのようになっているのかという ことについては、穂波地区については2学期から平日開催を行っていくことにしている。その他 の地区についても学校、保護者や関係団体等との調整を図り、平日開催を随時進めていく計画に している。また今後の事業については、現在は土曜日のみの開催とはいえ全市に展開する第一歩 を踏み出したので、放課後における子どもたちのマナビの場作りを目指し、関係機関等と連携を とりながら検討を重ねていきたいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。次に、「高齢者対策について」は、審査した結果、さらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(古本俊克)

厚生文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。4番 楡井莞爾議員。

◎4番(楡井莞爾)

みなさん、おはようございます。日本共産党の楡井莞爾です。ただいま厚生文教委員長の報告にありました議案第84号 飯塚市図書館条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

理由の第1は、指定管理者制度導入の前提条件、地方独立行政法人との比較検討がなされてい ない、これが第1です。この問題は、昨年来何度も指摘し、執行部は比較検討するということを 公式答弁としてきました。にもかかわらず、本議案提出に際しても、その答弁をほごにしていま す。これは議会を軽視したものであると、議案として値しないものだというふうに思います。第 2の理由は、他の事案に対しては合併協議であることを金科玉条のごとく振りかざすのに、本議 案は平成19年度以降の指定管理者制度移行を検討する施設と位置づけられていたにもかかわら ず、この合併協議の到達をかなぐり捨ててまで、指定管理者導入を急がなければならない理由は ないというふうに思います。第3の理由は、ユネスコによる公共図書館宣言、これはその役割に ついて、社会と個人の自由と反映は、十分に情報を得ている市民がその民主的権利を行使し、社 会において積極的な役割を果たす能力によって初めて達成できるということを明らかにしていま す。その上で、蔵書やサービスが、いかなる商業的な圧力にも屈してはならない。図書館員の専 門的教育と継続教育は欠かせないことなど、数点を指摘しております。また、我が国の図書館法 またその図書館法に基づく公立図書館の設置及び運営上望ましい基準、文科省の告示であります が、これも同様の方向を示しています。このように、公立図書館は教育・文化発展の基盤となる 施設であり、民主主義の根幹を支える住民の学ぶ権利、憲法13条や知る権利、憲法第21条、 これを保障するための施設にふさわしい体制を整えることが義務づけられているのであります。 このような施設に指定管理者制度を導入することは、公平性、継続性、安定性、公共性、ネット ワーク、さらにプライバシーなどの観点から、なじまないというふうに思うわけであります。こ のことは飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願署名が、短時日の間に4, 000数百の署名が集まった。このことにもよくあらわれていると思います。その署名に基づき 提出された請願第1号は、審議をし採決されるべきものであったというふうに考えます。理由の 第4は、図書館の運営、収支決算等に議会のチェックが入りにくくなり、住民監査請求という「市 民こそ主人公」という自治体本来の姿が貫けなくなる。これでは市長の言う「協働」も「光り輝 く町」、この実現も遠ざかる結果になるからであります。

以上、4点を述べまして、本議案への反対の態度表明といたします。

○議長(古本俊克)

ほかに討論はありませんか。8番 江口 徹議員。

◎8番(江口徹)

おはようございます。私は、会派未来を代表いたしまして、今、提案のありました議案第84 号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例に対し反対の討論をさせていただきます。

大きく3点ございます。まず1点目は、この指定管理者制度の導入が市立図書館5館あるうちの3館にとどまるということです。この3館は飯塚、庄内、筑穂の3館です。そして穂波、頴田

の2館は、今回指定管理者の議案からは外れております。それはなぜか。この指定管理者の導入の議案が、ある意味、合併後初の施設の統廃合の意味を含んだ議案だからです。こちらに平成18年度、公の施設等の概要調書というものがございます。平成18年12月25日に行財政改革推進室に対して、図書館の方が出された資料でございます。こちらの資料の中で頴田図書館、そして穂波図書館については、今後の施設の方向性については廃止、穂波図書館については資料館、資料室へ転用、頴田図書館については同じく廃止、公民館資料室へ転用ということが、はっきりとこの市の文書として記載されています。このような思いがあるにもかかわらず、今回、図書館の条例改正については、その意図を隠したまま3館のみの指定管理者の導入となっております。

この指定管理者導入が通るとどうなるのか。市側は2館は直営で運営をすると言っております。しかしながら、この図書館全体をリードしていくのは、本館業務を果たしているのは、今、飯塚図書館です。この図書館も指定管理者の管理下になります。そうすると、指定管理者である民間が直営の図書館のコントロールさえもする、そういった形になります。そして、またこの5館のうちの2館、頴田と穂波は図書館の行政の中では、どちらかと言うと1周も2周もサービスがおくれている図書館でございます。今回、指定管理者の導入に当たり、市側はサービスの向上をうたっております。開館時間の延長、祝日の開館、もっともっと皆様方に図書館を利用していただきたい、そう言っておられますが、5館あるうちのリードしている3館をさらに延ばす。そして、このサービスがどちらかというと停滞をしている2館はそのまま。さらには、内部文書では、このように廃止の方向さえも考えている。このことが十分に議論されない中での指定管理者の導入は、この統廃合という部分を進めることにつながり、反対をせざるを得ません。

第2点目、コスト試算の未熟さです。今回の指定管理者の議案、より効率的な運営をしたいということで7%の管理費の低下を見込んでおります。しかしながら、その根拠は極めて計算が足りないものと言わざるを得ません。開館時間の延長、祝日の開館、そういったものは計算の中に入っていない。また、労務管理等々の部分も計算に入っていない。単に今いる正規の職員6名を5名を減らし1人にする。そしてまた、その6名がやっていたサービスを民間の方々に置きかえる。それのみのコスト試算が7%というものでございます。まだまだこの形では、現実に実際に指定管理者の公募をしたときに、7%もの財政効果が出るかどうか。それすらも危ぶまれます。

そして最後の1点が、私ども図書館をよくする会が出しました請願に対する不誠実な対応でご ざいます。私は紹介議員として今回の請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再 考することの請願に賛成いたしました。この理由の中で、図書館本来のあり方の問題、運営の特 殊性、プライバシーの問題、図書館の安定性の問題、ボランティア団体等の関係、指定管理者の 交代に伴う問題、そして選書の問題、図書館の一体的運営及び学校図書館等との連携の問題等、 いろんな観点から指摘をさせていただきました。ところが、それに対して市側が対応された分に 関しましては、A4の用紙3枚の資料を委員会に提出したにとどまっております。その委員会に 提出された資料の中でも、まだまだ不正確な部分がございます。1点だけ指摘しますと、プライ バシーの問題に対し、飯塚市側は個人情報保護条例を適用する。だから安心なんだというふうな 話をされております。ところが、個人情報保護条例は今回の指定管理者となる民間事業者に対し て適用にならないおそれがございます。人の借りる本、思想信条、また志向という一番大きなプ ライバシーを扱う図書館、そのプライバシーの保護について、まだまだ検討が不足しております。 また、よくする会に対して、図書館側はぜひ会ってお話をしたいというお話をされました。よく する会の方は、ちょっと皆さん方ちょうど夏休みもありまして、ちょっと忙しいので、できまし たら文書によってある程度詰めをさせていただいて、その中でだんだん議論が煮詰まったところ でお会いする形でさせてください、というお話をさせていただきました。そのことは図書館側も 了承されました。しかしながら、今現在に至るまで、図書館側からよくする会の方へ公式な回答、 委員会に提出があったA4、3枚のペーパーでさえ届いておりません。これから先、本当に市民 の方々と考える作業をされるのかどうか、非常に不安があります。その不安をあらわすものとし て、市民のアンケートの中間集計のほどを皆様方に御紹介させていただきます。図書館は、市民に対するアンケートを指摘を受けた後、始めました。そして8月末まで集めております。その8月7日段階での厚生文教委員会に提出された途中集計の中で、「指定管理者が図書館を管理・運営することで、これまでこたえていただいた内容に基本的な図書館サービスに影響があると思われますか」という設問に対し、答えられた1,246名のうち「影響がほとんどない」と考えておられるのは、わずか226名にすぎません。「少しはある」438名、「ある程度はある」317名、「ある」118名、このように市民の多くは、指定管理者制度を図書館に導入することによって、図書館が本当に大丈夫なのかを危惧の念を持っておられます。それに対しての説明が、決定的に不足しております。

先ほど楡井議員の方から、図書館の本来の性格のお話がありました。私はここで、札幌タイムズに記載されてました、ある図書館長の執筆した文章を紹介させていただきます。館長速報、特集、手探り続く指定管理者制度によれば、収入がないところで民間に移すためには支出を削るしかない。支出を削ってサービスを維持するには限界があり、これは真っ先に委託をやるところではない。民間に工夫させれば、支出と収入のバランスがよくなるような、そういう施設を先にやるべきで、図書館は後回しにすべきだ」と書かれている。

人件費の差はわずかで、その人件費さえ浮かそうと自治体がしているのも事実ですが、図書館は体育館などの貸し館ではないということです。図書館は住民の知的欲求を充足し、レファレンス、調べもの相談にも対応できることを今までの図書館はやってきました。無料貸し本屋ではないのです。活発ないい運営をしている図書館を民間が担い、直営以上にいい運営をするということは、ごく一部を除いて至難のわざなのです。50年、100年先を見通した適切な住民の図書館利用をきちんと確保していけるのであろうか。さらに、自治体は指定管理者制度を導入するに当たり、民間の利益を考慮しているのだろうか。受けた民間は、確保できる収入源がないから支出を削るしかない。そして、利益を出そうとすると、民間自身が人件費を削るしかないであろう。幾らよい人材を確保しても、その職員を熟練した次代を担うように要請していくことは難しいかもしれない。民間に利益の出るような予算が組まれていなければ、一定のレベルを維持していくことは難しいかもしれない。民間でできることは民間にと言っても、利益なきものに民間は手を出さないだろう。そして、民間も公共文化的使命の事業をやるとすれば、その使命感やノウハウを備えていなければならない。図書館運営のノウハウは、一朝一夕には培われないものなのである。

終わります。

図書館は、市民の生活を支える教育的な基盤です。また、市民の事業活動、そういった分のところでも寄与することのできる大切な施設です。その施設を民間の事業者に任せていいものかどうか。そしてなお、この民間の事業者が熟練したものであるかどうか。私立の図書館は、日本にはほとんど存在しません。そのことは、とりもなおさず図書館運営のノウハウは行政にこそあるということです。私ども、よくする会も今の飯塚の市立図書館がいいとは言いません。しかし、公立の運営の中でもっとよくすること、そして飯塚の図書館とは本来どうあるべきなのか、そのことをまず考えた上で、管理・運営の方法を考える。そのことが今、大切だと考えています。そのことを考えたとき、今回、急に指定管理者制度を導入をする。それも5館のうち3館。先ほど言われたように、公の施設のあり方検討委員会との整合性もとれない。こういった中で、今回の図書館条例の改正を通すべきではない、そのように考えます。ぜひ議員の皆様方、次世代そしてその次の世代へ飯塚の教育をどうするのか、そのことを考え判断をしていただきたい。そのことをお願いしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長(古本俊克)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部 を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議 員は御起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願については、 ただいま議案第84号が原案可決されましたので、不採択とされたものとみなします。

次に、教育子育て環境について及び高齢者対策について、以上2件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件2件はいずれも委員長報告のとおり継続審査とすること に決定いたしました。

市民経済委員会に付託していましたオートレースの運営について及び観光行政について、以上 2件を一括議題といたします。

市民経済委員長の報告を求めます。12番 田中裕二議員。

◎ 1 2番 (田中裕二)

おはようございます。市民経済委員会に付託を受けていました調査事件2件について、審査し た結果を報告いたします。「オートレースの運営について」は、執行部から、平成19年度売上額 及び入場者の状況について、小型自動車競走法の一部改正について、及び、日本小型自動車振興 会第30期選手候補生の応募状況について、資料の提出並びに補足説明を受け、種々審査いたし ました。その質疑応答の主なものとして、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部改正を受け て、今後のオートレース事業の取り組みがどのように変わってくるのかということについては、 日本自転車振興会と日本小型自動車振興会が合併し、本場・場外合わせて相当の数の売り場があ る競輪事業と連携することによって、「売り場所が少ない」というオートレース事業最大の弱点を 多少なりとも解消できるのではないかと考えているという答弁であります。また、審査の過程に おいて、小型自動車競走法の一部改正の中の「施行者の事業支援のための制度見直し」として、 ノミ行為に関する情報収集といった内容が盛り込まれているが、CS放送などを利用したノミ行 為が売り上げに与える影響は非常に大きいということが、どの公営競技においても言われている ことなので、今後さらに、この点に関して、具体的な対策を打ち出してほしいという要望が出さ れました。以上のような審査の結果、本件はさらに掘り下げた審査をすべきであるということで、 継続審査とすることに決定いたしました。次に、「観光行政について」は、執行部から、各種観光 関連イベント等について、及び、観光基本計画策定のスケジュール等について、資料の提出並び に補足説明を受け、審査した結果、さらに掘り下げた審査をすべきであるということで、継続審 査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(古本俊克)

市民経済委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。オートレースの運営について及び観光行政について、 以上2件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件2件はいずれも委員長報告のとおり継続審査とすること に決定いたしました。 建設委員会に付託していました建設行政についてを議題といたします。

建設委員長の報告を求めます。23番 瀬戸 元議員。

◎ 2 3番 (瀬戸元)

建設委員会に付託を受けていました「建設行政について」は、審査した結果、さらに掘り下げた審査をすべきであるということで継続審査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(古本俊克)

建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。建設行政についての委員長報告は継続審査でありま す。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議案第100号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)から議案第110号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの11件及び認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定ついてから認定第18号 平成18年度飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてまでの18件、以上29件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

◎副市長(上瀧征博)

おはようございます。ただいま上程になりました議案の提案理由の説明をいたします。

議案第100号「平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」につきましてご説明いたします。

別冊になっております補正予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、今回1億2,474万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を536億474万3,000円にしようとするものであります。次に、第2条の地方債の補正は、4ページをお願いいたします。「第2表地方債補正」に掲げておりますように、文化財保護事業費に充当するために、1,050万円を計上いたしております。以上で予算書の説明を終わりまして、事項別明細書の歳出より、主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。2款総務費の1項総務管理費の6目地域振興費の新分野進出等企業支援事業費補助金は、ふるさと財団の補助金を活用して、新商品開発に対して補助するものであります。3款民生費の1項社会福祉費の2目高齢者福祉費の地域介護・福祉空間整備等補助金は、国の補助事業を活用して、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業の施設整備等に補助するものでございます。7款商工費の1項商工費の4目観光費で旧伊藤伝右衛門邸において開催される将棋の女流王位戦及び夜間ライトアップに関連する経費を計上いたしております。8款土木費の4項都市計画費の1目都市計画総務費で、中心市街地活性化基本計画策定のため事前調査委託料等を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。10款教育費の2項小学校費の2目教育振興費で、県の委託により、穂波西中学校区の3小学校で実施いたします小学校英語活動等国際理解活動推進事業の経費を計上いたしております。同じく、5項社会教育費の4目文化財保護費で、県の委託により、県営住宅建替えに伴う彼岸原遺跡発掘調査に要する作業員賃金等の経費を計上いたしております。同じく、15節工事請負費の旧伊藤伝右衛門邸展示室等整備工事は、県の補助事業を活用して、展示室などを追加して整備するものでございます。以上で歳出関係の説明を終わりまして歳入の

説明をいたします。

6ページをお願いいたします。14款使用料及び手数料の旧伊藤伝右衛門邸入場料は、7月までの実績を踏まえ年間の入場料を3,611万5,000円と見込み、当初見込みとの差額を計上いたしております。以上で、補正予算の説明を終わります。引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。「議案書」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。議案第102号「政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、郵政民営化、証券取引法の改正に伴い、関係規定を整備するもので、郵便貯金は預金とみなし、金銭信託は有価証券に含めて、資産報告の対象とするものでございます。

4ページをお願いいたします。議案第103号「飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する 条例」につきましては、郵政民営化に伴い、郵便ポスト設置に係る行政財産の使用料を道路占用 料に合わせて480円に定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。議案第104号「飯塚市道路占用料条例及び飯塚市下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、郵政民営化に伴い、道路占用料及び公共下水道の敷地等に係る占用料の徴収対象に、郵便ポスト等の占用物件を含めるものでございます。

10ページをお願いいたします。議案第105号「飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」につきましては、小型自動車競走法が改正され、入場料の徴収義務規定が削除されため、条例において入場料100円の徴収を定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。議案第106号「財産の取得について」につきましては、教育用として庄内、上穂波、大分小学校3校にパソコン各43台を、教職員用として小中学校全34校にパソコン各2台を設置しようとするもので、取得価格2,503万2,000円、契約の相手方は株式会社麻生情報システム飯塚事業所でございます。

15ページをお願いいたします。議案第107号「字の区域の変更について」につきましては、 鹿毛馬土地改良区での換地処分を伴う「ほ場整備事業」により、字の区域を変更しようとするものでございます。

24ページをお願いいたします。議案第108号「土地改良事業の施行について」につきましては、老朽化した高田立石地区の井堰を土地改良事業により改修しようとするもので、事業費4,090万6,000円、来年度中に着工、竣工の予定でございます。

27ページをお願いいたします。議案第109号「市道路線の認定について」につきましては、 開発に伴う3路線を市道として認定しようとするものでございます。

3 2ページをお願いいたします。議案第110号「福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更 について」につきましては、市町村合併に伴い、同組合議会の議員の選挙区を再編成し、各選挙 区から選出する議員数を変更するため、組合規約を変更しようとするものでございます。

36ページをお願いいたします。認定第1号の「平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」から第13号の「平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、及び、第18号の「平成18年度飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について」につきましては、一括して説明させていただきます。

この14件の認定議案につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、省略させていただきます。以上、簡単ですが議案の提案理由説明を終わります。

- ○議長(古本俊克) 上下水道事業管理者。
- ◎上下水道事業管理者(浜本康義)

ひきつづき上下水道関連の提案理由の説明をいたします。議案第101号の「平成19年度飯 塚市水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。 別冊になっております予算書の1ページをお願いいたします。

予算第4条の「資本的支出」で、高田大塚、猪ノ口水源を有効活用し、渇水対策及び高田簡易水道の安定供給、効率化に資するため高田浄水場から明星寺浄水場へ約2.4キロメートルの導水管及び送水管を布設するため工事費1億4,900万円を計上し総額を12億5,331万8,000円とするものであります。

続きまして、議案書の49ページから51ページをお願いします。認定第14号の「平成18年度飯塚市水道事業会計決算の認定」から、認定第16号の「平成18年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」までの以上3件につきましては、一括して説明させていただきます。

これらの認定議案につきましては、いずれも地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、 議会の認定をお願いするものであります。

なお、決算書及び決算付属書のほかに、お手元に決算資料を配布いたしております。

内容の説明は、省略させていただきます。以上、簡単ですが「提案理由」の説明を終わります。

- ○議長(古本俊克) 病院局事務長。
- ◎病院局事務長 (薄井清広)

続きまして、認定第17号「平成18年度飯塚市立頴田病院事業会計決算の認定について」提 案理由の説明をいたします。

議案書の方は52ページとなっておりますが、別冊になっております飯塚市立頴田病院事業会計の決算書をお願いいたします。

本認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

なお、決算書及び決算付属書の内容の説明につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが「提案理由」の説明を終わります。

○議長(古本俊克)

次に、認定議案に対する監査委員の監査報告をお願いいたします。道祖 満監査委員。

◎ 2 7番 (道祖満)

平成18年度一般会計、特別会計及び公営企業会計並びに飯塚広域市町村圏事務組合の決算審査の結果を報告します。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき市長から審査に付されていました、平成18年 度各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた、付属書類並びに基金の運用状況に関する調書等 の審査を行ないました。

審査は、各会計の決算書及び付属書類の合規性及び計数の正確性並びに決算収支の状況などに 主眼を置き、関係帳簿との照合、点検、あるいは内容の検討などを主体に行いました。

一部において是正改善を要する事項がありましたが平成18年度決算の内容を適正に表示し、 決算状況も概ね良好であることが認められました。

詳細につきましては、お手元に配布されております平成18年度飯塚市歳入歳出決算及び基金 運用状況審査意見書並びに平成18年度飯塚広域市町村圏事務組合歳入歳出決算審査意見書に記載しておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして、平成18年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長(古本俊克)

提案理由の説明及び認定議案の審査報告が終わりましたが、上程議案29件に対する質疑は、 9月19日の本会議で行いたいと思いますので御了承願います。

お諮りいたします。明9月7日から9月13日までの7日間は休会といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、明9月7日から9月13日までの7日間は休会と決定いたし

ました。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時00分 散会

△出席及び欠席議員

(出席議員 34名)

- 1番 古本俊克
- 2番 松本友子
- 3番 川上直喜
- 4番 榆 井 莞 爾
- 5番 秀村長利
- 6番 原田佳尚
- 7番 後藤 久磨生
- 8番 江口 徹
- 9番 梶原健一
- 10番 芳野 潮
- 11番 八 児 雄 二
- 12番 田中裕二
- 13番 上野伸五
- 14番 鯉川信二
- 15番 田中博文
- 16番 安藤茂友
- 17番 人 見 隆 文
- 18番 柴田 加代子
- 19番 兼 本 鉄 夫
- 20番 藤浦誠一

- 21番 吉田義之
- 22番 市場義久
- 23番 瀬戸 元
- 2 4番 永 末 壽
- 25番 西 秀 人
- 26番 田中廣文
- 27番 道祖 満
- 28番 岡部 透
- 29番 佐藤清和
- 30番 藤本孝一
- 3 1番 永 露 仁
- 32番 森山元昭
- 3 3 番 東 広喜
- 3 4番 木 下 昭 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田良人

議事課長 安 永 円 司

書記 許 斐 博 史

書記 井上卓也

説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 上瀧征博

教育長 森本精造

上下水道事業管理者 浜 本 康 義

企画調整部長 縄 田 洋 明

総務部長 坂口憲治

財務部長 田中秀哲

経済部長 梶原善充

市民環境部長都田光義

児童社会福祉部長 則 松 修 造

保健福祉部長 永尾敏晴

公営競技事業部長 城 丸 秀 高

建設部長 林 國 数

都市整備部長 山 北 康 夫

上下水道部長 黒河 健二郎

教育部長 上田高志

議事係長 久世賢治

書記 太田智広

書記 城 井 香 里

生涯学習部長 鬼丸市朗

会計管理者 木本眞一

病院局事務長 薄井清広

行財政改革推進室長 村瀬光芳

国県道対策室長 宮嶋 寛